

大阪府立江之子島文化芸術創造センター 平成31年度 事業計画

1. 施設の運営方針

大阪府立江之子島文化芸術創造センター（以下、「enoco」という）は、大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例に基づき、文化芸術の振興を図り、大阪の都市の魅力の向上に資することを目的として、平成24年4月に開設された。開設からの5年間において、『現代美術の振興』、『交流・活動場所の提供』に着実に取組むとともに、『協働の拠点づくり』として、アートやデザインを活用した社会課題の解決を試みるなど、日本全国的に見ても先進的な取組みを行い、一定の成果を上げてきた。

平成29年度からの5年間は、“文化的コモンズの形成と担い手の育成”を目標に掲げ、これまでの取組みを継続しつつ、文化芸術関係の施設や機関とのネットワークの構築、文化芸術に関する情報の収集・提供等、新たな取組みを積極的に進めていくことにより、大阪を中心とした関西圏における文化芸術施設・機関、府内自治体行政等のネットワーク拠点としてenocoの存在感を高め、より多様で多くの人々に活用していただけるような施設の運営を行っていく。

（1）活動方針

文化芸術の振興を図り、もって大阪の都市の魅力を向上するためには、府民が気軽に文化芸術を享受し、日常的に創造的活動が行える社会基盤としての「文化的コモンズ」の形成が不可欠である。特に府立の文化施設には、中長期的な視点に立って、その担い手を育成し、地域や分野を超えたネットワークを構築していくことが求められる。社会の共有財産である文化芸術と地域の資源や府民を結ぶことに加えて、その機会を創出・維持する様々な施設や機関、すなわち文化芸術関連施設・機関、自治体、NPO、まちづくり団体、教育機関、福祉施設、民間企業、そしてアーティストやクリエイターを結び、活動を支援し、各分野の人材を文化的コモンズの担い手として育成していくプラットフォームの中核施設となることが重要である。平成29年度から5年後の平成33年度には、文化的コモンズのひとつの成果として、enocoと関係を結び、あるいは輩出された人材が、各分野や地域で活躍している状況をネットワークすることで、それぞれの活動が同時多発的に起こるひとつの文化イベントを作り出す。

上記の目標を達成するために、enocoでは事業の3本柱として「ネットワーク」「教育」そして「プラットフォーム」を掲げて活動していく。5年間の3年目となる今年度は、具体的な事業や活動へと向かう実験・実装期として事業を展開する。より多くの府民やクリエイターにenocoを活用いただけるよう、あらゆる機会を活用して認知度の向上に引き続き取組むとともに、府民が主体的に創造活動に参画できる定常的な事業の実施に努める。

① ネットワーク

enocoが大阪の文化芸術のハブとなり、ひとと情報が行き交うネットワークを構築し、大阪の文化関係施設・団体、自治体、アーティストやクリエイターと府民をつなぐ役割を果たし、多様な個人や組織が創造的な活動に参加する機会を創出する。

② 教育

平成30年度に再編した教育プログラムをさらに発展させ、文化芸術やまちづくりに関する教育機関としてのenocoの存在を強くアピールする。より多様で多くの人々にenocoを活用していただくために、様々な世代・ニーズに応じた学習機会を提供する。更に、その成果をenoco等発揮する機会の提供に努める。

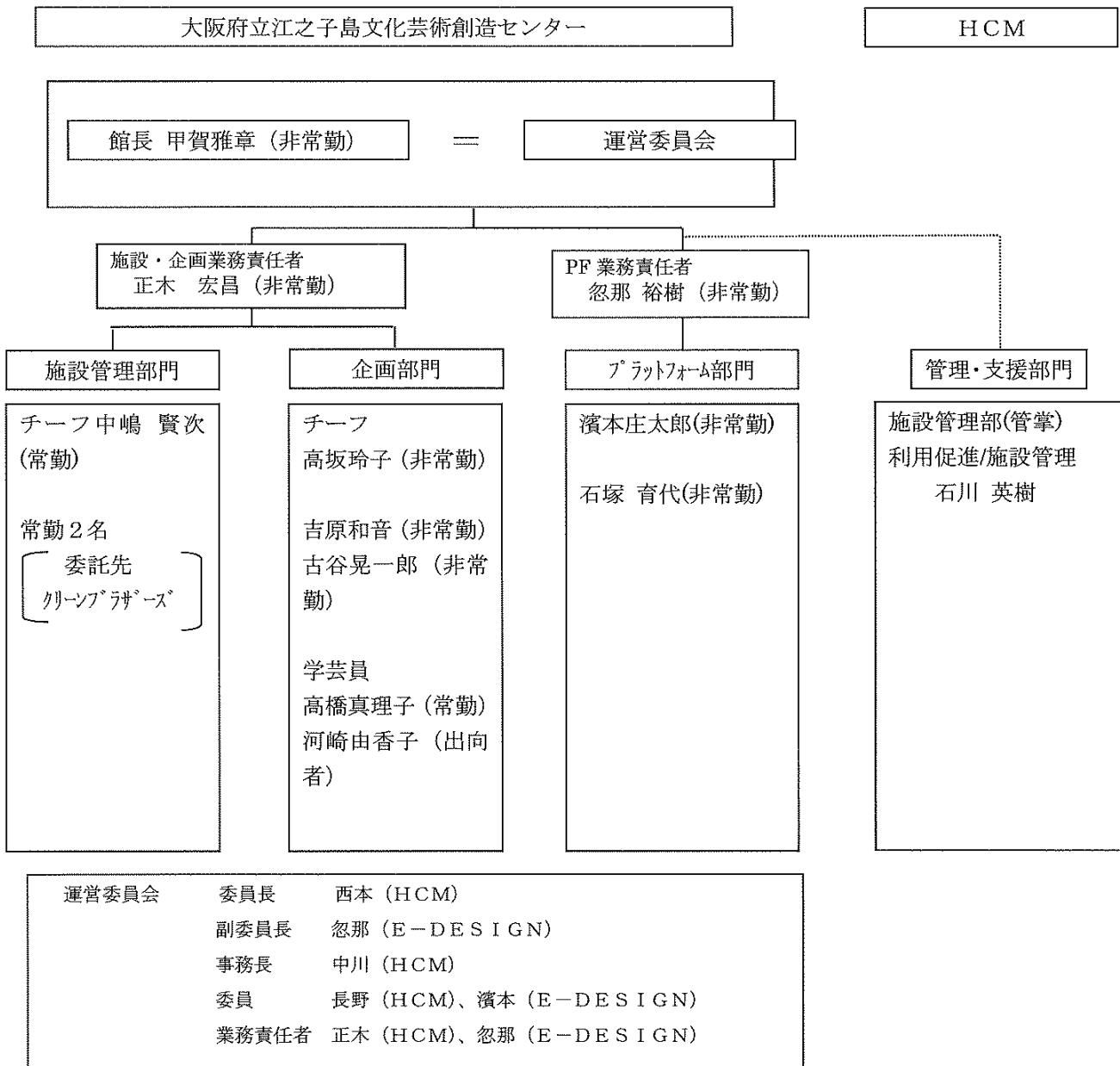
③ プラットフォーム

平成30年度までのプラットフォーム形成支援事業の成果を引き継ぎ、アートやデザインを通して地域の課題解決に取り組む中間支援拠点となることを目指す。今年度は前年度までの成果やノウハウを周知することに注力する。また江之子島まちづくり事業においては、「えのこクラブ」というプラットフォームの運営と地域住民への周知、参画の拡大に努める。

（2）平成31年度の重点方針『貸館の利用率向上』『場の活性化』

より多様で多くの人々が利用する施設となることを目指し、貸室の利用率アップに努める。3本柱の事業を軸に、さらなる認知度向上、場の活性化に取り組むとともに、enocoが魅力的な創造活動拠点となるよう、貸室利用の仕組み、空間の使い方等、様々なニーズに対して柔軟な対応を検討し、府民が主体的な創造活動と交流を行う施設として運営していく。

2. 運営体制



【役割と責任】

- 館長： enoco の活動方針に基づき、各事業の実施概要を確認し、方向性に沿っているかを監督・指示。経済界、まちづくり団体、デザイン業界、アート関係、市民活動団体など、様々な分野への enoco の広報活動
- 業務責任者： 事業計画に基づく業務の実務全般を統括する。企画会議・連絡会議等を開催する。
- 利用促進/施設管理（担当）：利用促進の為の営業活動及び実務全般のサポート。
- 運営委員会： enoco の運営に関する決定機関として、運営上必要な事項を審議し決定する。

3. 管理運営業務

《平成31年度目標値》

- ◇ 来館者数延べ 110,000 人
- ◇ 文化芸術に関する活動を行った個人・団体等の延べ数 860 件
- ◇ enoco と創造的活動を協働した個人・団体等の数 230 件

(1) 協働の拠点づくりに関する業務

ア 文化関係機関とのネットワークの構築と文化情報の収集・提供

- ・クリエイティブ分野に豊富な実績と人脈を有する人材を、館長に配置する。
- ・多様な分野の専門性を有し、領域横断的な協働に豊富な経験を有する人材を企画部門に配置する。
- ・他の文化施設との共催事業等を通じて連携を深め、ネットワークを強化する。
- ・「おおさかアートコモンズ」を本格始動させ、定期的に enoco でトーク・フォーラムを実施。平成30年度に連携した団体・機関からさらなるネットワーク拡大に努め、enoco に人と情報が集まる状況を作り出す（トーク4回／年、フォーラム1回／年）。また大阪にこのネットワークを根付かせるためのあり方を検討する。
- ・府内自治体職員とのネットワークを形成し、行政が様々な課題・情報を共有できる機会をつくる。また教育事業や相談事業と、自主事業である社会課題解決事業との連携を図る。
- ・大阪市立芸術創造館の「ワークショップフェスティバルDOORS」の一部を enoco で実施する（共催）他、府内の他施設・他団体との連携事業（主に enoco の活用）を積極的に実施する。
- ・大阪府内で活動する劇団と連携し、enoco の館内各所を活用した演劇作品を上演する。（1回／共催）
- ・大阪市内で実施している芸術文化事業と連携し、展覧会を開催する。（1回／共催）
- ・各分野の第一線で活躍するクリエイターをゲストに招き、大阪ならびに関西、全国の文化的状況を俯瞰し、課題や今後の方向性を議論するフォーラム「創造のテーブル」を開催して、enoco のネットワーク拠点化を進める（1回／年）。
- ・大阪文化芸術フェスとの連携を検討する。
- ・大阪の文化関係の情報を収集・集約し、府民に提供する情報コーナーを設置する。

イ 創造的な活動機会の創出等の支援

- ・昨年度再編した教育事業をベースに多様で多くの人々に施設を利用していただけるよう、文化芸術やまちづくりに関する教育事業カリキュラムを通年で構築する。また、自主事業として実施する複数の教育講座と合わせて総合的に企画・実施することで、enoco の教育プログラム=「enoco の学校」というイメージを定着させる。
- ・アーティスト・クリエイターが講師となり、子どもに創造的な学びを提供する「こどもアート学科」（教室）を3コース展開。それぞれアーティスト・クリエイターの特性を活かした特徴ある講座とし、子どもが様々な造形・表現に触れる機会を提供する（1コース3～7回程度、年間10回以上）。
- ・文化的コモンズの形成に貢献しうるコーディネーター人材育成を目的にした「統・enoco の学校」を実施。前期・中期・後期の3期に分け、それぞれテーマを設定し、通し受講・1期ごとの受講どちらも可能とする（各期4回以上・年間12講座以上）。最後に一般公開で学びのプロセスと成果を発表する。また受講生以外も聴講可能な特別講義を実施する（1回以上）。卒業生は、enoco を拠点

に活動するメンバー「ポッセ」となり、enoco と協働できる人材となることを目指す。

- ・関西圏の大学の文化芸術系学部・学科と連携し、学生インターンを受け入れ、プロジェクトの

体験を通じた人材育成を行う（2名／年）

- ・ポッセに活動の場を提供し、enoco のファンづくり・場の活性化を目指す。また、ポッセの活動の広がりから様々な団体・機関とのネットワークが形成されることを目指す。

ウ 相談窓口の設置

- ・アートやデザインの視点から社会課題の解決や地域活性化に取り組む大阪府内の地方自治体職員やNPO、まちづくりを担う府民等を対象に、個別に相談やアドバイスを行う「eno so done！」を実施。enoco スタッフによる相談窓口を定期的にひらく（10回以上／年）。
- ・enoco の「プラットフォーム」での事業の成果や課題をPRするとともに、自治体職員等が課題共有・情報交換・交流を行う機会を提供するためのフォーラムを開催する（1回／年）

（2）フリースペース、ライブラリー兼休憩室等の利活用に関する事業

- ・地下のフリースペースは、カフェ機能を備えた誰もが自由に利用できる空間として、クリエイターや地域の人々が気軽に仕事や打ち合わせができ、休憩できる魅力ある空間として整備・運用する。
- ・フリースペースの集客を高めるイベント（対話型鑑賞サロン、ポッセによるワークショップ、enoco メンバーによるトーク等）を計画・実施する（4回以上／年）
- ・ライブラリー兼休憩室は原則として開放し、蔵書を自由に閲覧できるサービスを提供する。

（3）美術コレクションの管理・活用に関する業務（別紙「2019年度：作品活用プラン」参照）

《平成31年度目標値》

- ◇ 活用作品点数 1,000点
- ◇ 中規模以上の自主・共催企画 3回／年
- ◇ アンケート有効回答数100以上。アンケートの結果 プラス評価80%以上

① 美術コレクションの保管

美術コレクションの内容に精通した学芸員を2名配置し、施設に設置された設備による温度湿度管理のもとで美術コレクションを適切に保管する。また、保管する美術コレクションに対して必要な保険をかける。

② 美術コレクションの展示

【コレクション展示】

- ・enoco おしゃべり美術館（1回／年、8月開催予定）
- ・中規模のコレクション展：アーティスト・クリエイターと連携（1回／年、1月開催予定）
- ・東大阪市民美術センター等と連携した須田剣太展（1回／年、3月開催予定）
- ・コレクション展に対話型鑑賞やギャラリートーク等を組み合わせることで、府所蔵美術作品の魅力を効果的に伝える。
- ・上記に加え、エントランス等、館内の多くの来館者の目に留まる作品展示を行う。
展示替えを行い、より多くの府民が作品に接する機会を提供する。

【創造的活用事業】

- ・enoco コレクション・キャラバン

大阪府20世紀美術コレクションを公募で選出した府内の学校に出張して展示する。コレクションの創造的活用とともに、enoco の周知活動も兼ねる。（5校／年）

- コレクションを活用した対話型鑑賞プログラムを館内でも定期的に実施。子供向け・大人向けだけではなく、多様な世代がともに鑑賞するプログラムも実施する。(年5回、各回3~4点)

③ 美術コレクションの貸出し

「大阪府所蔵美術作品貸出規程」に基づき、美術館の他、公共施設や民間建物のエントランスやロビーなど、多くの人が利用する場所に所蔵作品を貸し出し、広く府民に美術鑑賞の機会を提供する。

【貸出計画】

- 平成30年度までの貸出作品の展示期間、保険契約内容、展示状況、作品状態等について整理し、特に貸出期間が長期にわたる作品(1年以上)の展示については、作品の点検を実施する。
- 新たな展示場所の開拓に努める。
- 貸し出している施設と作品の内容について、enocoのホームページで随時紹介する。

④ 鑑賞者数、アンケート等の集計作業

展示室を会場とした展示(展覧会)については、鑑賞者数、利用者アンケート等を集計し、統計データを整理する。

⑤ 外部展示の継続

以下の外部展示を継続する。なお、展示内容についてはenocoホームページで随時紹介する。

- 大阪モノレール美術館：大阪モノレール各駅にコレクション(立体作品)を継続展示
- 大阪万博記念公園・現代美術の森にコレクション(立体作品)を継続展示
- 現代美術の回廊：府庁本館1階から3階にコレクション(平面作品)の展示

⑥ 作品状態チェック、清掃業務

- コレクション展や新規貸出の際に額やガラス等の状態を確認し、状態の悪いものについては適宜クリーニングや修復、入れ替え等を実施し、実施内容を記録する。
- 大阪モノレール美術館・万博記念公園現代美術の森での外部展示作品は、作品状態のチェックを実施し、巡回清掃を行う(1回/年)。

(4) 多目的ルームの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務

《平成31年度展示室の貸出目標》

◇ 多目的ルーム1～多目的ルーム4(展示室)

	貸館可能週	貸館目標	
多目的ルーム1～多目的ルーム4	50週	45%	22.5週

◇ 多目的ルーム5～多目的ルーム12 *クリエイティブルーム・シェアルーム含む

	貸館可能日	貸館目標	
多目的ルーム5～多目的ルーム12	308日	60%	184日

- ・アンケート有効回答数50以上。アンケートの結果 プラス評価80%以上

① 公正かつ透明性のある業務の実施

多目的ルームの貸出業務に際しては、公正かつ透明性のある取扱いに努め、利用者に対してわかりやすく丁寧な対応で質の高いサービスを提供する。予約受付の開始時期や減免基準・減免額の設定については、利用者に混乱のないよう、前年度の規定を踏襲して運営する。展示室の利用、減免及び長期貸しの申請に対しては、審査委員会が厳正にこれを審査する。

② 予約手続き、利用者との事前協議

予約受付の開始時期や減免基準・減免額の設定については、利用者に混乱のないよう、「enoco レンタルスペース利用規程」に基づき、適正に運営する。

③ 利用区分の判断

営利・非営利の判断については、利用申込書の内容に基づきその区分を公正に判断する。申込書の内容のみで判断することが困難な場合は、申込者に詳細について問い合わせる。

④ 多目的ルームの貸出方法の提案と実施

- ・多目的ルーム1～12の貸出方法は、「enoco 貸室利用規程」に基づき、適正に運営する。
- ・多様なニーズに対応できるよう、どのようなサービスを提供できるか、また、利用料金設定について見直しを図る。
- ・若年層の利用者開拓のため割引プランを設定し、若手のアーティスト・クリエイター・学生などへ利用促進を行う。
- ・SNS広告、リストティング広告等を活用する。貸室専用ランディングページを作成し流動顧客の獲得に努める。
- ・ルーム1～4の短期貸しについて、短期貸出の申込期間を、利用希望日の3ヶ月前から9ヶ月前に延長する。
- ・ルーム1～4の短期貸しについて、シンポジウムやフォーラム、セミナーなどでの利用を重点的に広報・誘致する。
- ・短期貸しで展覧会の利用を希望する府民・団体の利用の妨げにならないようにする。
- ・多目的ルームの写真・大きさ・金額・使い方が簡潔に見て取れるチラシを作成し、関西圏内の美術館、ギャラリー、アートセンター、カルチャースクール、大学・専門学校、公立文化施設・生涯学習施設、自治体の文化・教育・企画部局などに発送する。

※上記以外にニーズや類似施設のサービス等の調査を行い、その結果も踏まえて更なる取組みも併せて検討する。

※利用者の立場に立ったHP上の「予約」の仕組みについて検討する。

⑤ 参加者数、鑑賞者数、アンケートなどの集計作業

- ・多目的ルームで実施する主催・共催事業の参加者数、鑑賞者数、アンケート等を集計し、統計データを整理する。
- ・より多様な層からアンケートが回収できるよう努める。

(5) 地域住民や江之子島まちづくり事業との連携・協働に関する事業

- ・江之子島地区で活動する団体、施設、企業、NPO などが加わる「えのこクラブ」の運営、会議の開催（4回以上／年）
- ・江之子島のまちびらきイベントをえのこクラブを核として開催する（1回／年、6月開催予定）
- ・「えのこ de マルシェ」の開催。春・夏・冬と季節ごとにテーマや内容を変え、多様な人々が enoco に来館するきっかけづくりを行う（3回／年）。1回は上記のまちびらきイベントとして開催（6月）、1回は館内での開催（1月）とし、原則出店者公募を行い、enoco のスペースの周知、今後の貸室利用者の開拓を行う。
- ・江之子島エリアのコミュニティ形成のツールとしてミニFMを運営し、フラッグスタジオや enoco での放送、津波・高潮ステーションでのイベント等での出張放送を行う。ポッセによる運営を行い、enoco のファンづくりにも繋げる。
- ・江之子島エリアのコミュニティ形成のツールとしてラジオを活用する。DECOBOCO（江之子島アート&ライフを推進する団体）と連携し、enoco やマンションエリアでの放送、津波・高潮ステーションでのイベント等での出張放送を行う。
- ・西区の行政連絡調整会議、生涯学習関連施設連絡会に参加する（年各1回）。

(6) センターの維持管理及び修繕に関する業務

- ・多目的ルーム及び備品の維持・管理、補修等に関する業務を実施（建物維持管理計画）。
- ・建物点検チェックシートに基づき、施設の状況を把握し維持・修繕計画を作成の上、必要に応じた措置を講じる。

(7) 広報計画

- ・人的・組織的ネットワークを最大限に活用する。また、幅広い人々に情報を伝えるべく、マスコミへのプレスリリース・草の根告知活動・ソーシャルメディアの活用等を積極的に行う。
- ・enoco の情報を掲載したニュースレターを定期的に発行し、館内での配架やイベントでの配布を行うとともに、大阪の文化施設や全国の主要文化施設に送付して enoco の認知度を高める（2回／年発行）。
- ・Twitter や Facebook、Instagram の SNS 等を活用し、enoco の情報発信に努める。
- ・メールマガジンを定期的に発行し、enoco のファン獲得に努めるとともに、貸館事業についても PR する（1回／月）
- ・enoco の事業実施に際しては、新聞や雑誌等のメディアへ情報提供を積極的に行うとともに、一部の事業に関しては Web、SNS での広告出稿も行う。

《31年度目標値》

- ◇ WEB サイト全体の総セッション数 95,500 回／年
- ◇ WEB サイト全体のリピーター率 30%
- ◇ ホームページの更新頻度 3回以上／週
- ◇ メールニュース配信者数 2,600 件（者）
- ◇ メディア掲載数 50 媒体以上／年

(8) その他

① 職員研修計画

- ・「人権・マナー等研修」「コンプライアンス・個人情報保護研修」を各1回／年実施。
- ・「防災・救護・防犯等に関する講習」を年2回実施。

② 危機管理体制

- ・様々な建物管理で培った危機管理のノウハウを結集した「コンプライアンス規定集」に基づき、enoco の危機管理を実践していく。
- ・災害発生時は、対応・連絡先等を纏めた「危機対応マニュアル」に基づく対応を行う。
- ・危機事象発生時における enoco の役割について、府と検討を行う。
- ・緊急時には適切な人員が急行できる体制を整える。
- ・警備員による enoco 内の巡回を定期的に（1日1回）実施する。

4. 自主事業の実施

enoco の設置目的等を損なわない範囲で、委託事業に加えて、下記の自主事業を企画・実施する。

enoco の収益性を高め、より充実した施設運営を可能とする財源の確保に努める。

- ・より多様な人たちの活動の場となることを目的に、府民の生涯学習の機会を提供する有料の教育事業を通年で実施する（3プログラム程度／年）。
- ・前年度までのプラットフォーム形成支援事業の成果を元に、enoco のリソースを活用するとともに、行政課題への対応、大学間連携の推進など社会課題解決事業に積極的に取組む。
- 事業の実施については、enoco 内にプラットフォーム協議会を設置し、enoco の運営方針に合致することを確認した上で取り組むものとする。